

石垣市

福祉避難所兼ふれあい交流施設建設基本計画



平成 25 年 3 月

沖縄県石垣市

目 次

第1章 福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ

- 1 福祉避難所兼ふれあい交流施設建設整備の背景と目的 ----- 1
- 2 石垣市における福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ----- 2

第2章 福祉避難所兼ふれあい交流施設の役割と機能

- 1 福祉避難所としての役割と機能----- 5
- 2 ふれあい交流施設としての役割と機能----- 10
- 3 地域が自立するための施設利用の検討----- 11

第3章 周辺地域と敷地現況

- 1 周辺環境と周辺施設 ----- 13
- 2 計画敷地の概況 ----- 14
- 3 計画敷地の周辺状況・周辺写真----- 15

第4章 機能を考慮した諸室ゾーニングの考え方

- 1 施設整備・配置計画の考え方 ----- 16
- 2 施設機能のあり方 ----- 17
- 3 施設機能と対応する諸室の留意点----- 18
- 4 建物の敷地に対するゾーニング----- 21
- 5 施設内における諸室のゾーニング----- 22

第5章 基本設計・実施設計に向けて

- 1 概算見積 ----- 23
- 2 工程表 ----- 23

第6章 建設整備予定施設の概要

- 1 模型写真 ----- 24
- 2 パース ----- 29
- 3 図面 ----- 30

第1章 福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ

1 福祉避難所兼ふれあい交流施設建設整備の背景と目的

(1) 建設整備の背景

本市は、1771年（明和8年）の「明和の大津波」により人口の約1/3にあたる9,300余りを失った未曾有の津波災害を被った歴史的経験のある地域です。

また、琉球列島の最西端に位置し、亜熱帯性海洋気候に属することから、毎年平均4個程度（石垣市地域防災計画）の台風が接近する台風常襲地帯であり、甚大な台風災害を受ける場合が多く、台風接近にともない避難を余儀なくされる場面も少なくない状況にあります。

一方、2011年3月11日の東日本大震災は、被災という悲しい出来ごとから災害時における減災の在り方、被災後の避難生活に対する支援のあり方、災害からの復興過程等を教訓として学び、防災・減災を基本とした災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 建設整備の目的

現在、本市においては防災計画に位置づけられた災害時における避難場所の指定を行うとともに、「石垣市災害時要援護者支援計画（全体計画）」を策定し地震、津波、台風等の災害時において、高齢者や障がい者等の要援護者が安全で迅速に避難できる体制の構築に向けた取り組みを行っています。

減災を基本とした災害に強いまちづくりのための基盤整備は、安全で迅速な避難誘導體制や避難所の量的確保に加え、多様な市民の特性に応じ被災後の避難生活を支える避難場所の整備が必要となります。

特に、台風常襲地帯にあり、不測の事態に備え避難を余儀なくされる機会の多い本市においては、高齢者や障がい者等の要援護者が安全に安心して避難生活を送ることができるように、特別の配慮がなされた地域の拠点的な福祉避難所の整備が必要不可欠です。

一方、人や地域の「絆」を深め、住民相互の支え合いや主体的な福祉活動等によって、「人がひとを支える」地域の福祉力を高めていくことが必要であることから、平常時においては当該施設を有効活用し、地域の子どもたちや高齢者、障がい者等が気軽にふれあい・交流することができる施設整備に向けた基本計画を策定します。

2 石垣市における福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

本市は、石垣市自治基本条例における参画と協働の原則に基づき、市民参画型のまちづくりを推進することとしています。さらに、石垣市地域福祉計画、石垣市災害時要援護者支援計画（全体計画）、石垣市地域防災計画においては「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づき、地域の福祉力の向上や災害に強いまちづくりを推進するものとされており、これら上位計画及び関連計画との整合性を踏まえるものとします。

■「石垣市総合計画」

○快適で生活しやすいまち「いしがき」快適・安心

■「石垣市地域福祉計画」

○誰もが利用しやすい活動拠点の整備（福祉避難所の整備）

○誰でも参加できる環境づくりと交流促進（居場所づくり）

■「石垣市災害時要援護者支援計画」

○福祉避難所の整備

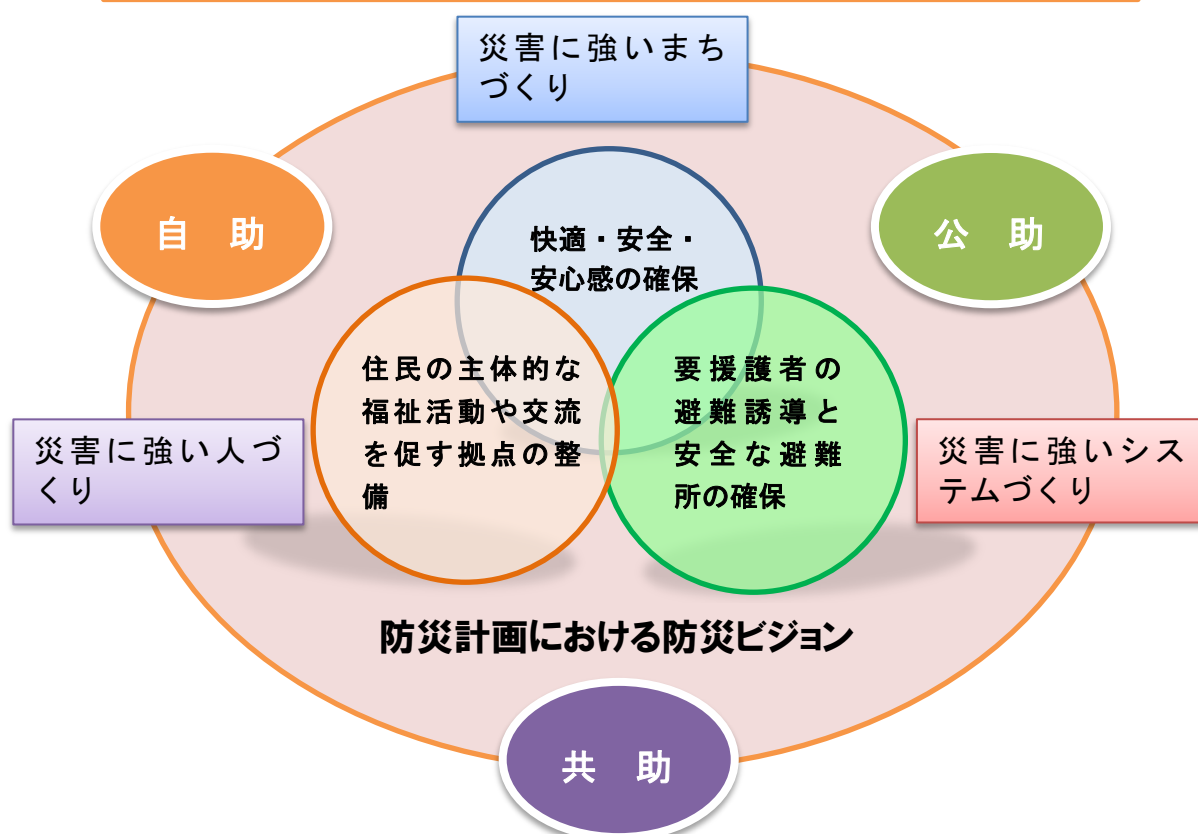
○福祉避難所における支援体制の整備

■「石垣市地域防災計画」（防災ビジョン）

○避難路並びに避難施設の体系的な整備

○市民一人ひとりが防災力を高める

○被害の軽減に向けた実践的かつ弾力的な体制の整備充実



(2) 施設の位置づけ

福祉避難所兼ふれあい交流施設は、災害時において要援護者等が安全に避難場所として、又は、被災後において安全で安心感のある避難生活を送ることができる福祉避難所としての機能が求められています。さらに、地域や人の「絆」を強め、住民の主体的な福祉活動や要支援者として、人がひとを支える行動によって災害に強い人づくりを推進していくことができるように、日常的な市民のふれ合いや交流機会を提供するための施設機能が求められています。これらを前提として、以下のような施設整備の基本コンセプトを設定します。

1) 福祉避難所としての位置づけ

福祉避難所としての基本は、①施設自体の安全性が確保されていること、②要援護者の安全性が確保されていること、③要援護者の避難スペースが確保されていること、④避難した災害時要援護者の支援にあたる人材の確保等の福祉避難所の指定要件にかんがみ、福祉避難所の基本コンセプトを「安全で、安心感のある避難生活空間の確保」とします。

2) ふれあい交流施設としての位置づけ

防災ビジョンに掲げられた「災害に強い人づくり」「災害に強いシステムづくり」という市民の相互支援を前提とした防災体制の基礎づくりとして、「交流のなかから、地域や人がつながり、相互支援の輪が広がる中で地域の防災力の向上を図ることができます。すなわち「共助まちづくり」の充実を図るものと考え、ふれあい交流施設の基本コンセプトを「地域・人とひとのふれ合い交流の確保」とします。

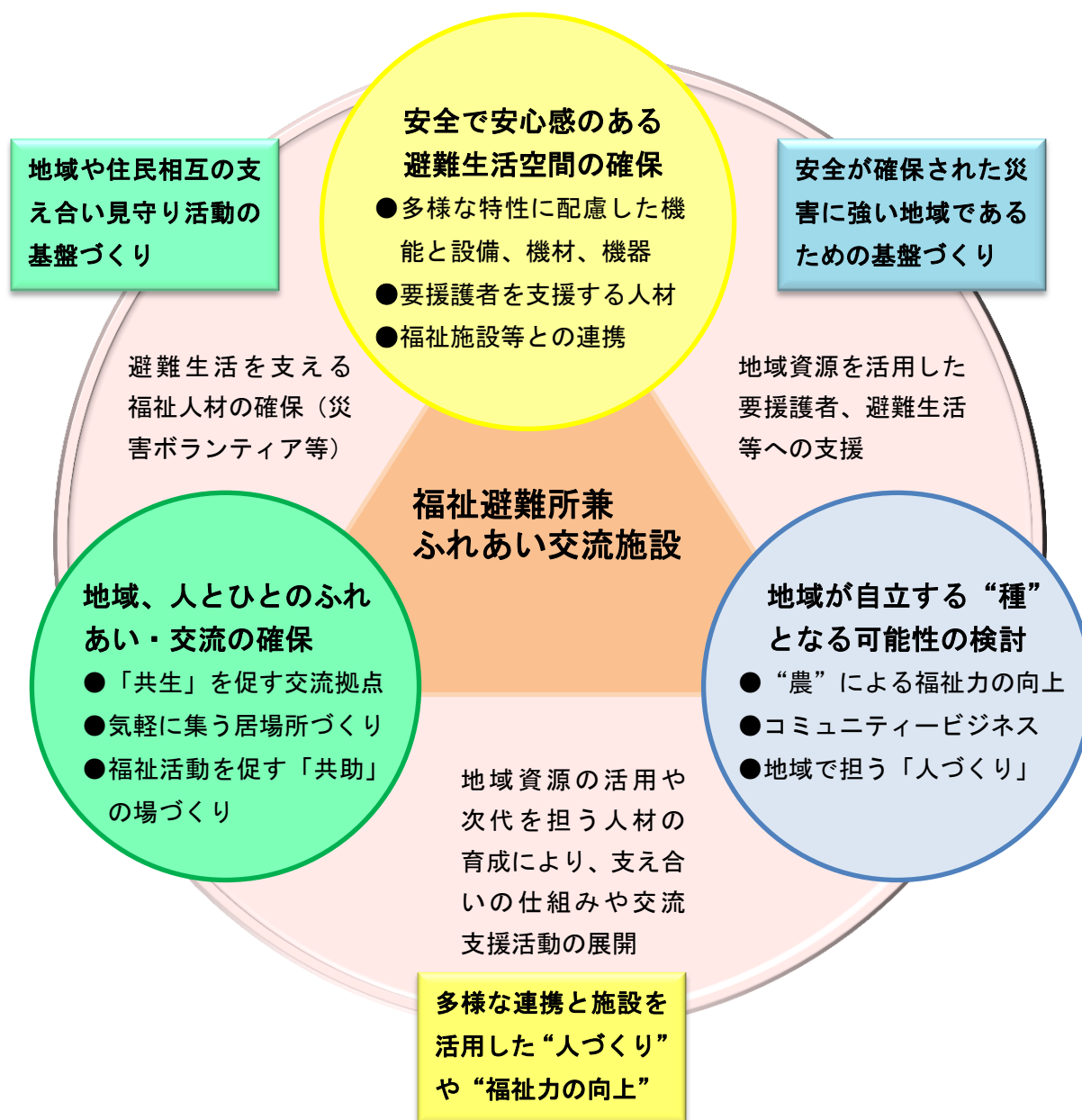
3) 地域が自立するための施設としての位置づけ

現在、市では、「農業と連携した交流活動の推進」や「多様な地域資源を活用したコミュニティービジネス」の可能性のある活動が展開されています。

これらの活動との連携や新たな活動の可能性を検討しながら、避難生活への支援や市民の相互交流に対する支援を行うとともに、地域が自立するための施設利用可能性としてのコンセプトを「地域が自立するための“種”となる可能性の検討」とします。

これらが連動し、「安全が確保された災害に強い基盤づくり」、「地域や住民相互の支え合い見守り活動の基盤づくり」、「多様な連携と施設を活用した“人づくり”や地域福祉の向上」という機能を発揮することで、地域ビジョンに掲げられた「自助」、「共助」、「公助」という防災に関する基本的な理念を踏まえた減災のまちづくりに貢献できるものと考えています。

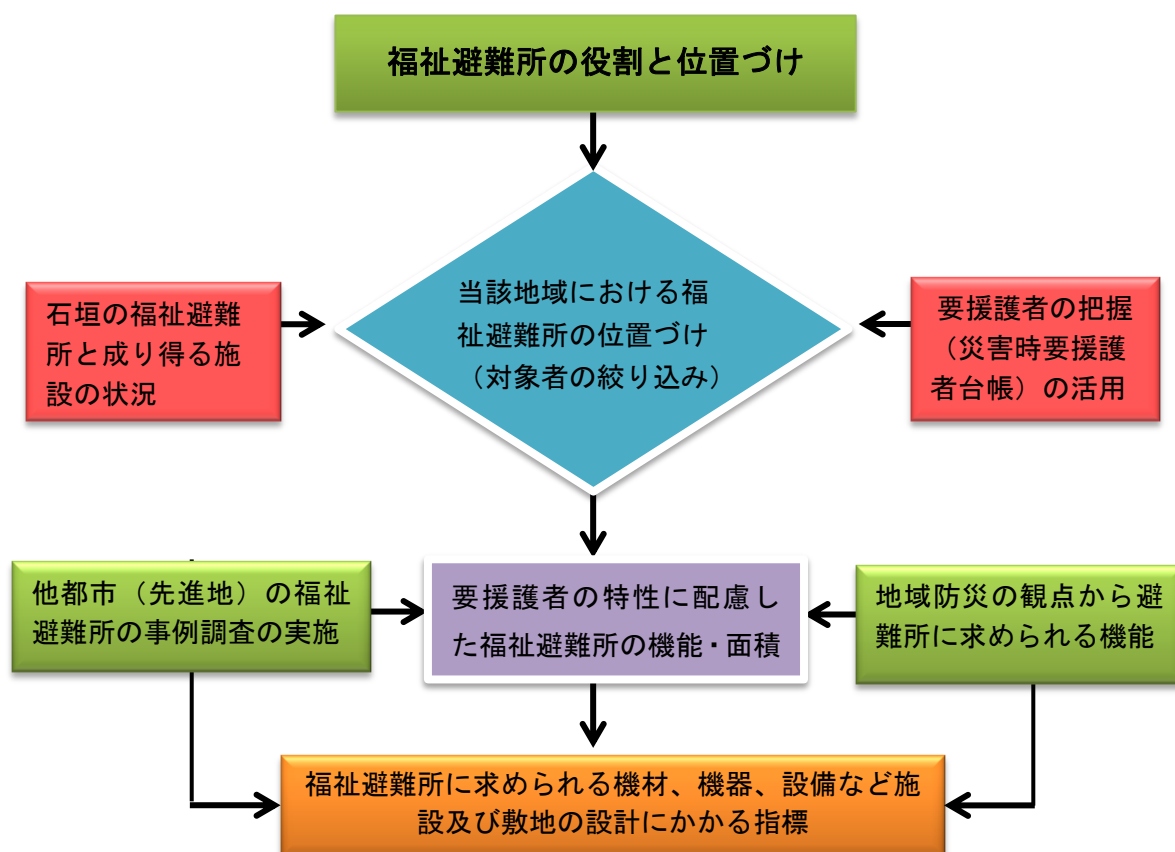
石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ概念図



第2章 福祉避難所兼ふれあい交流施設の役割と機能

1 福祉避難所としての役割と機能

本計画に定める福祉避難所が、どのような市民（要援護者）を対象に安全な避難場所として、また、要援護者の避難生活を支援していくために求められる役割と機能を明確にするための整理を行います。



(1) 福祉避難所に求められる役割の考え方

施設利用の対象者となる要援護者の把握、整備予定地周辺における避難施設となりうる施設立地の把握を行い、整備されるべき福祉避難所の役割と要援護者の特性に応じた機能を検討します。

1) 福祉避難所の対象者となりうる要援護者等の把握

福祉避難所においては、どのような対象者が利用するのかによって、福祉避難所の役割と備える機能が異なるものと考えられます。

そのため、現在、本市が進めている「災害時要援護者台帳」を活用し、要援護者の把握を行います。

「災害時要援護者支援計画（全体計画）」に定められた、避難支援計画の対象（要援護者）は、以下のように位置づけられています。

「要援護者とは、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、観光客及び外国人等をいう。第三者の支援がなければ避難することができない下記のいずれかに該当する在宅の者を避難支援の対象者として位置づける。」

対象者	
①	65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯。
②	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の認定を受けている者。
③	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者。
④	「療育手帳について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうち A・B 判定を受けている者。
⑤	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年法律第 94 条）第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
⑥	特定疾患治療研究事業（厚労省による原因究明・治療法の研究）の医療費助成認定を受けている難病患者。
⑦	前各号に準ずる状態にある者

福祉避難所における収容対象は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者やその家族を対象（日本赤十字社：福祉避難所設置・運営に関するガイドライン）としていることから、その対象人数を整理します。

①要援護者の総数及び建設予定地周辺地域における要援護者数

平成 24 年 3 月現在における「石垣市災害時要援護者登録制度」に基づく、災害時要援護者の把握数は 617 人となっています。

2) 避難施設となり得る施設立地の状況

「災害時要援護者支援計画（全体計画）」に定められた災害時要援護者は、高齢者や障がい者、医療依存度や介護依存度の高い難病患者等多様な要援護者が想定されています。

災害時に自力で避難することが困難な要援護者の状況や状態に応じた避難所が必要であることを踏まえ、避難施設として利用可能な施設立地状況を把握し、それぞれの状態に応じた収容先を想定したうえで、福祉避難所の収容規模等を想定します。

①「石垣市防災計画」に基づく種類別避難場所と収容人数の状況

防災計画に基づく、避難場所の指定は収容避難所、津波災害時の避難所、広域避難所、福祉避難所の4種類がなされています。

このうち、津波避難所や広域避難所のように1次避難を目的とした避難場所を除き、一時的な避難生活の場、特別な配慮を必要とする者を収容する避難所を対象とし、収容人数を整理しました。

ア 避難所の指定箇所数、収容人員

地震、津波、台風等の災害時における収容避難所として指定されている施設は24カ所、収容面積が27,047㎡であることから収容人員は、平成23年3月末住民基本台帳における総人口（48,123人）の16.7%の8,037人と試算できます。

試算された収容人員の対象者は、施設における受け入れ場所の形態（体育館等）から災害時において、家屋の反倒壊や全倒壊などで被災され、一時的な避難生活が必要な一般市民や「要援護者支援計画」に掲げる要援護者の要件に該当しない市民と想定します。

（但し、緊急一時的に当該施設に避難する特別な支援を必要とする要援護者の収容人数はその限りではないものとします。）

避難場所別収容人員一覧

避難場所の種類	施設名称	箇所数	収容避難利用		
			収容場所	面積(㎡)	収容人員(人)
収容避難所	市内小学校	10	体育館	9,057	2,739
	市内中学校	5	体育館	6,032	1,825
	市内小中学校	4	体育館	3,004	908
	総合体育館	1	体育館	3,170	960
	石垣青少年の家	1	体育館	480	145
	高等学校	3	体育館	5,304	1,460
合 計	-	24	-	27,047	8,037

※収容人員は1人当たり3.3㎡で算出しているが、施設面積を四捨五入しているため、収容人員総数は一致しない。

資料:「石垣市地域防災計画」資料編

イ 福祉避難所の指定箇所数、収容人員

災害時における福祉避難所は、石垣市健康福祉センターの1ヶ所指定されています。（石垣市健康福祉センターにおける記載面積は施設全体面積であり、実際の収容面積ではないため、具体的な収容人員を示していない）

避難場所別収容人員一覧

避難場所の種類	施設名称	箇所数	収容避難利用		
			収容場所	面積(㎡)	収容人員(人)
福祉避難所	石垣市健康福祉センター	1		31,901	

資料:「石垣市地域防災計画」資料編

②福祉避難所となり得る社会福祉施設等の立地

市内には、障がい者、高齢者等の通所、入所が可能な社会福祉施設等が立地しています。このうち6施設が福祉避難所として物資・機材、人材等が整い要援護者の受け入れの可能性のある施設と考えられます。

市内社会福祉施設一覧

福祉施設の種類	施設名称	立地場所
養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4)	八重山厚生園	字新川1740-2
	なごみの里	字宮良1131-2
介護老人保健施設	聖紫花の杜	字大浜1349-81
	いしがき太陽の里	字新川2127-2
身体障害者支援施設	障がい者支援施設ハーモニー	字大浜1349-79
	指定障害者支援施設 おもと学園	字大川581

資料：沖縄県内社会福祉機関・団体・施設一覧(沖縄県社会福祉協議会)

これら施設は、日常的に特別な支援を必要とする高齢者や障がい者を受け入れる機能を常備している施設であることから、「災害時要援護者登録制度」に基き、自力での避難が容易でない在宅の要援護者のうち、特に、重度の障害や介護度の高い認定（要介護4、5）を受けている方々等を受け入れる施設として、協定を結び、建設整備予定施設と連携した福祉避難所の量的確保を図るものとします。

3) 建設整備予定の福祉避難所が受け入れる対象者と収容規模

福祉避難所の対象となる要援護者数は、災害規模や状況に応じて変動するものであり、対象人数を固定化することはできないとされています。

しかし、福祉避難所の整備にあたっては、施設整備の目安として施設規模などを設定する必要があるため、上記、1)災害時要援護者の把握、2)避難施設となり得る施設立地の状況②福祉避難所となり得る社会福祉施設等の立地状況を考慮し、建設整備予定の福祉避難所が避難生活を支援する対象人数を想定します。

①建設整備予定の福祉避難所が受け入れる対象者の要件の整理

- ・医療依存度や介護依存度の高い難病患者等の要援護者
- ・障害等により集団による避難生活が困難な市民

②建設整備予定地周辺地域における災害時要援護者数の把握

「石垣市災害時要援護者登録制度」に基づく要援護者数は617人、この内、①の要件に基づき、建設予定地である字大川を含む4カ字（字登野城、字大川、字石垣、字新川）における災害時要援護者数を整理すると191人となっています。

4カ字内における災害時要援護者については、4カ字内に立地する福祉避難所となりうる福祉施設と建設整備予定の福祉避難所において、災害時要援護者の状況等を勘案した受け入れ先の調整を行うものとします。

③建設整備予定の福祉避難所の収容人員規模の想定

要援護者1人あたりの必要面積を4.0㎡（地域防災計画における1人あたり収容面積は3.3㎡）と設定し、②の福祉避難所となり得る施設の立地状況等を勘案し施設規模を設定します。

(2) 福祉避難所が担う機能

1) 安心・安全な建物

○施設自体の安全性が確保されていること

- ・地震や津波等に被災しにくい建物（耐震、耐火構造であること）

2) 安心・安全な生活空間

○施設内における要援護者の安全性が確保されていること

- ・原則として、バリアフリー化されていること

○要援護者の避難スペースが確保されていること

- ・要援護者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間が確保されていること

3) 安心・安全を支える人材の確保

○要援護者の避難生活を支える専門的人材を確保するための連携体制の構築

- ・障がい者、高齢者施設及び医療機関等々の連携
- ・災害ボランティア等の受け入れ体制の確立に向けた支援

4) 関連施設との連携

○要援護者の状況に応じた受け入れ先の調整機能

- ・指定福祉避難所との連携により、障がい者、高齢者等の要援護者の心身の状況に応じ受け入れ先を調整する機能を保持していること

2 ふれあい交流施設としての役割と機能

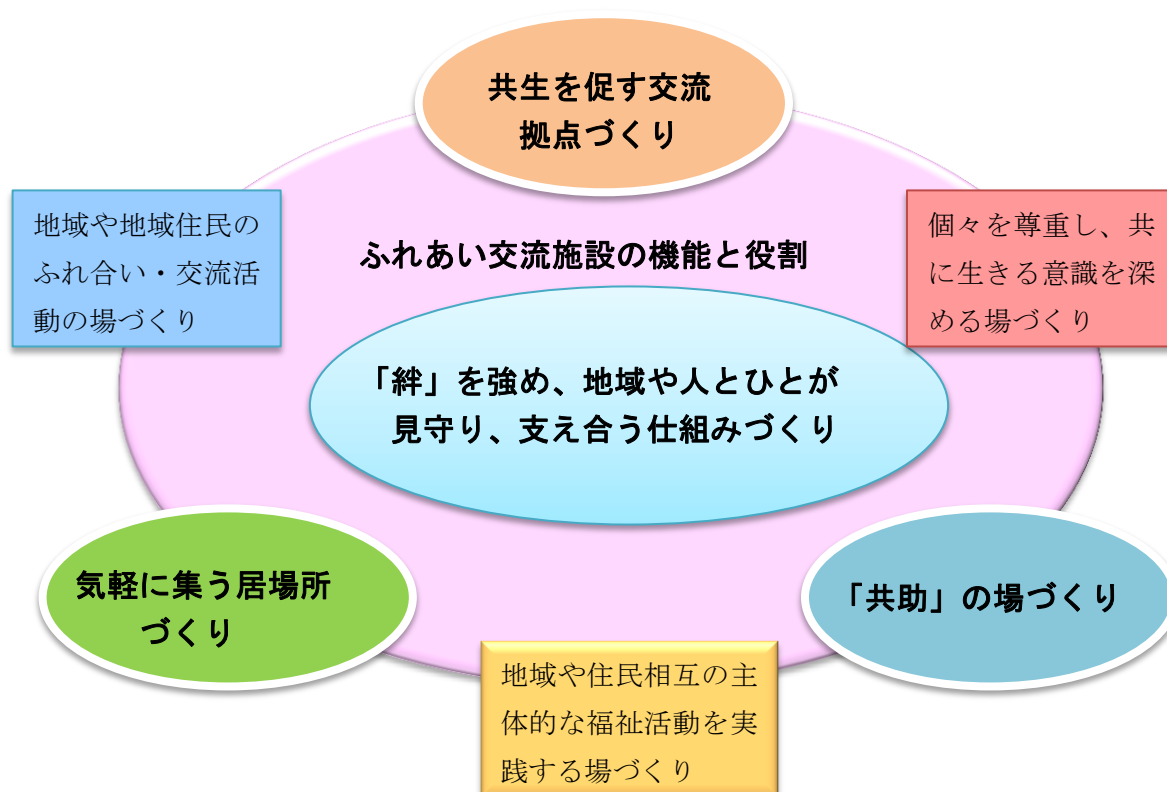
(1) ふれあい交流施設に求められる役割

日頃の交流やふれあい等の小さな活動が、お互いに関わりを持つ関係を広げ地域に暮らす一人ひとりを支え、見守る力をつけていきます。

このことが、要援護者を支援する地域支援者の活動の輪を広げることに繋がります。

ふれあい交流施設の整備は、地域住民の交流を支え合いの活動へと有機的に結びつける支援機能を持つことが重要であり、その機能を効果的に発揮し多様な主体が相互に連携し、一人ひとりを支える地域の福祉力を高めていく役割を担うものとして位置づけます。

【ふれあい交流施設としての機能概念図】



(2) ふれあい交流施設が担う機能

1) 共生を促す交流拠点づくりとしての機能

○子どもたちや高齢者、障がい者等が日中の活動を通してお互いを尊重し、ともに支え合う共生ケアの体制づくりを支援します。

2) 気軽に集う居場所づくりの支援機能

○地域の人々が気軽に集い、「ゆんたく」しながら地域情報の収集や安否確認など主体的な支え合いの活動へ展開する居場所づくりを支援します。

3) 共助の場づくりの支援機能

○住民相互の支え合いによって、誰かに支えられている安心感と誰かを支えているという共助のまちづくりを推進する基盤づくりを支援します。

3 地域が自立するための施設としての施設利用の検討

「福祉避難所兼ふれあい交流施設」は、整備後、地域及び周辺福祉施設との連携等を前提としつつ、地域の福祉力を高めていくことができるように、日常的な施設利用あり方についても検討を行います。

「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」においても地域課題の解決方策において多様な取組みの提案がなされ、当該施設を活用しその実現可能性を探ることも重要であると考えています。

本市が進める自助・公助・共助という視点に立った「協働のまちづくり」を実現するために、「共助のまちづくり」の部分を実現化していく観点から、当施設がどのような関係性をもつことができるかを検討します。

(1) 福祉と“農”の関係づくりへの支援

全国的に農の「福祉力」が注目を集めています。キーワードは「癒し」・「健康づくり」にとどまらない障がい者の社会適応訓練・就労までも含んだ取組みとなっています。

すでに、隣接する八重山農林高校では、保育園児や小学校を対象に「野菜づくり体験学習」を実施し、地域の子どもたちを指導すると同時に、高校生自らの職業観も養う取組みを行っています。

加えて、今年は居宅介護支援事業所と連携し「野菜収穫体験作業」を実施しており農業、保育、福祉の融合をめざす取組みを実施しています。農林高校が実践している「農の福祉力」の取組みと、ふれあい交流施設が持つ機能との協働による交流活動の拡充の可能性を検討します。

(2) コミュニティービジネスの創出支援

八重山農林高校では、野菜等の販売を校門前で行うなど、地域に開かれた活動を行っています。

また、八重山商工では、2010年に石垣市中央商店街振興組合や石垣市商工会、ユ－グレナの協力を受け島の女子高校生ブランド「美島商娘」の立ち上げ、北部地域の観光案内ツアー企画等を行っています。

高校生達の活動は、彼ら自身の学習の一環であると同時に、世代間をつなぐ役割を担うと同時に、地域で培う「人づくり」の側面を合わせもつものと考えられます。

例えば、対人関係、商品開発・販売などのマネジメント、福祉への理解度など、様々な影響を生徒たちに与える場となっていると思われます。小さな環が連続して繋がる場（コミュニティービジネスが生まれるようなインキュベート）としてイメージすることができます。

そのような小さな動きを“公助・自助”の可能性あるいは充実化として捉えた施設利用の在り方を検討します。

第3章 周辺環境と敷地現況

1 周辺環境と周辺施設



(1) 施設整備予定地の地番

沖縄県石垣市字大川 9 9 - 1 番地

(2) 施設整備予定地の周辺環境

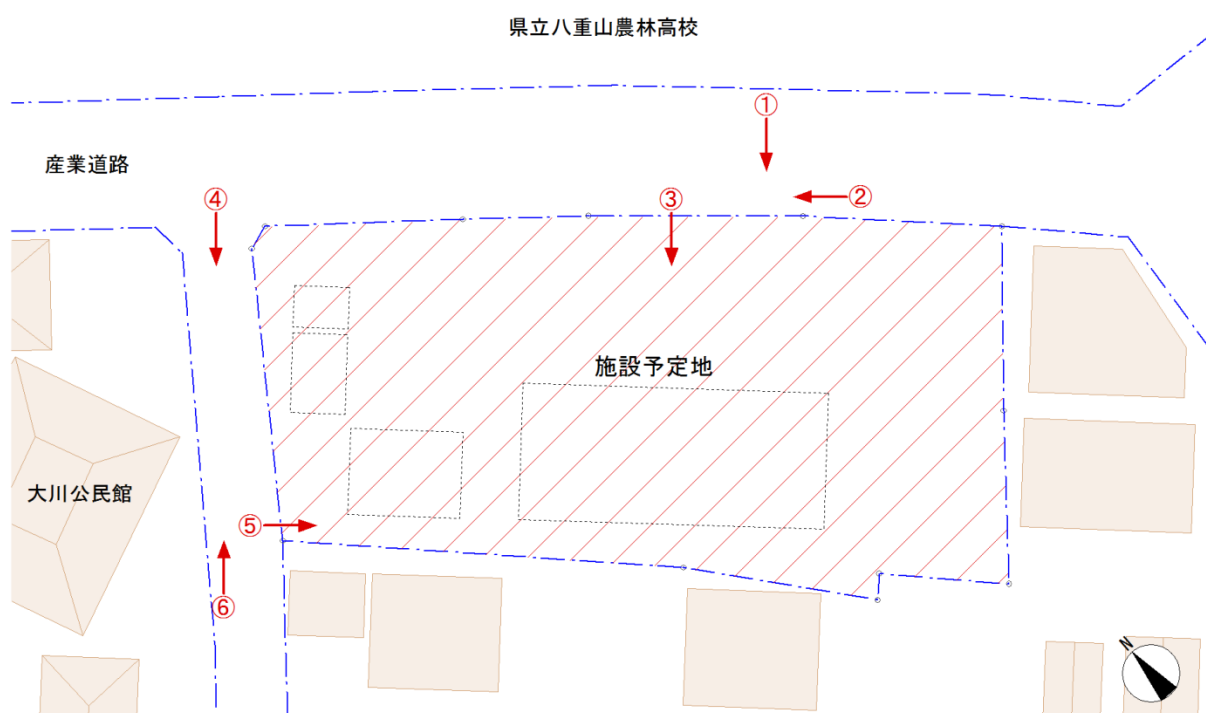
計画地の周辺は八重山農林高校・登野城小学校・大川保育園などの文教施設が多く集まっています。600m圏内には八重山中央病院や石垣市中央公園があり、周辺施設との連絡体制を確立するうえで良好な場所であります。また、石垣市街地からも1キロほどで、県道 87 号や産業道路の整備も充実し、利便性の高い立地条件を持った敷地ということができると思います。

2 計画敷地の概況

(1) 計画名	石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設基本計画
(2) 所在地	沖縄県石垣市字大川 99-1 番地 (地番)
(3) 用途地域	第一種住居地域 (北側道路境界から 25m まで) -① 第一種低層住居専用地域 (上記以外) -② 建蔽率: 60%-①・50%-② 容積率: 200%-①・100%-②
(4) 日影規制	5H-3H (平均GL+4.0m) -① 5H-3H (平均GL+1.5m) -②
(5) 斜線制限	道路斜線: 1.25d -①② 隣地斜線: 20m+1.25d -① 北側斜線: 5m+1.25d -②
(6) 防火地域	なし
(7) 道路	5.5m (西側道路) (一方通行) 12.0m (北側道路) (産業道路)
(8) 上水	あり
(9) 水	なし (浄化槽設備) (3 年後敷設予定)
(10) ガス	プロパンガス
(11) 関係官公庁名	○沖縄県八重山土木事務所建築班 0980-82-2217 →省エネルギー届出書 (300 m ² 以上) →沖縄県福祉のまちづくり条例 ○沖縄県土木建築部建築指導課 098-866-2413 →沖縄県開発許可・開発許可不要申請 ○石垣市建設部都市計画課 0980-83-4207 →景観計画 →開発許可事前調整 →前面道路 ○石垣市下水道課 0980-82-1537 →下水道 →浄化水槽
(12) 関連法令	■沖縄県福祉のまちづくり条例 ■省エネルギー法 ■石垣市風景計画 ■石垣市風景づくり条例

3 計画敷地の周辺状況・周辺写真

- (1) 計画敷地は北側（産業道路）、西側（一方通行）の二方向に対し、車両が通行可能な道路に接道しています。
- (2) 北側、西側のどちらの道路に対しても、概ねフラットに接道しています。また、計画敷地そのものも概ねフラットな敷地となっています。
- (3) 計画敷地の大きさは2212.84㎡（669.38坪）
- (4) 計画敷地の南側には住宅地が隣接しています。また、北側、西側には共に道路を介して県立八重山農林高校、大川公民館が近接しています。



第4章 機能を考慮した諸室ゾーニングの考え方

1 施設整備・配置計画の基本的な考え方

(1) 安全・安心に利用できる施設

施設は、福祉避難所施設を主として、運営されます。建物全体がバリアフリーとなることはもちろん、施設内に用いられる機器・設備にはユニバーサルデザインを採用するよう配慮します。

(2) 災害に強い施設

建物の耐震・耐火性能を徹底し、構造・設備は災害時の利用に十分に配慮したものとします。また、建物周辺の構成に配慮し、災害に強い建物となるよう計画します。

(4) 環境に配慮した施設

自然採光や自然換気（光や風のとりこみ）の得やすい構成とすると共に、断熱性能、気密性能の確保や、LED 照明など設備機器への配慮により建物全体の省エネルギー化を図るよう努めます。また、雨水利用・太陽光利用も対費用効果を考えた上で、検討を行う必要があります。

(5) 利用者の楽しめる施設

広場を配し、周辺地域の人々とのコミュニティの場を提供します。施設内からも、それらを眺めることのできる配置とすることはもちろん、雨端など半戸外の空間を利用し気軽に外部とのかかわりを築くことのできる構成となるよう配慮します。

(6) 地域の中核となる施設

小・中学校、高校に近接した立地条件から、地域の子供たちを中心とした交流施設としても運営ができるように配慮し、施設内の催事はもちろん、その他の催事等にも対応できる施設として機能できる構成とし、地域の中核施設となるよう計画します。

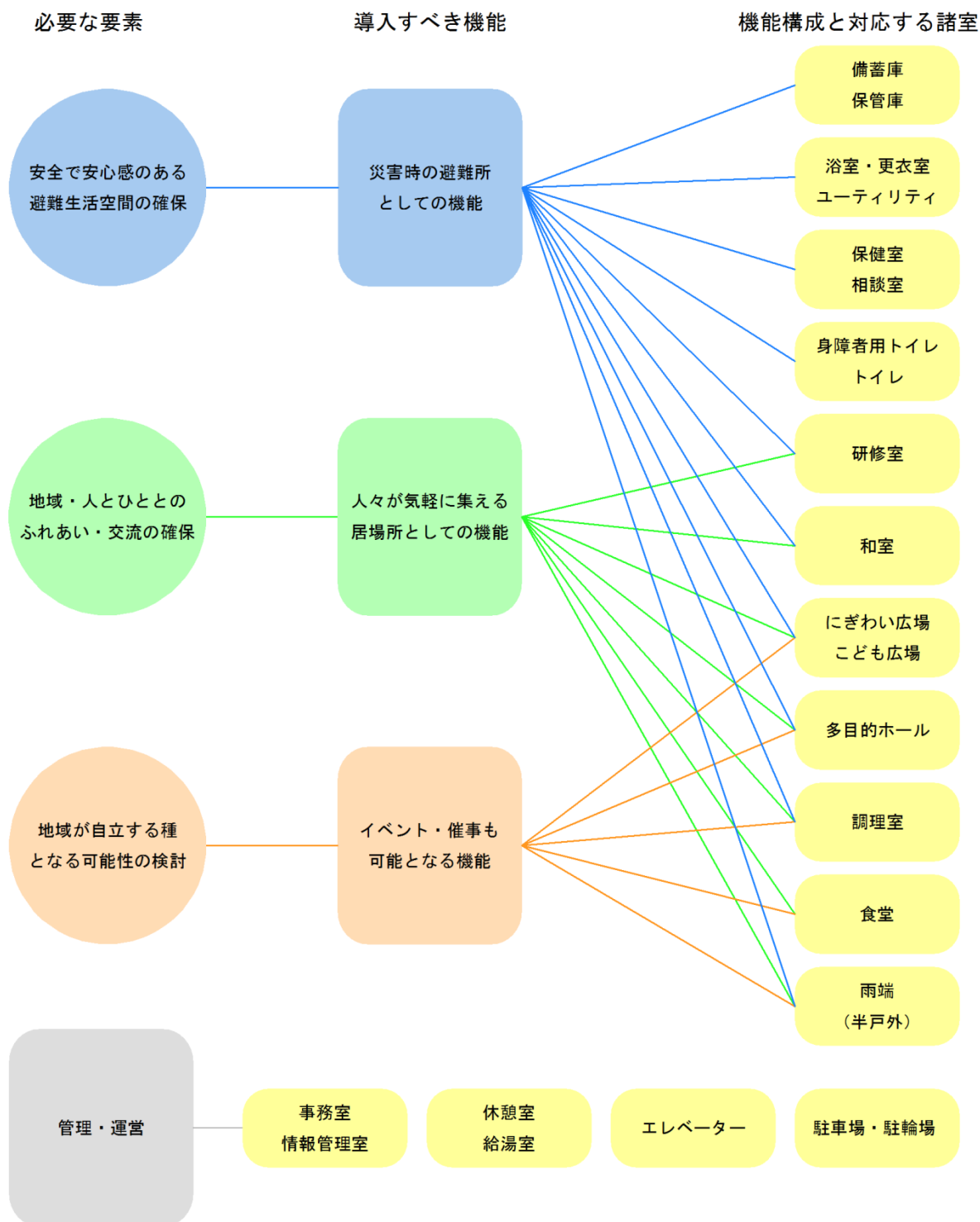
(7) 周辺景観に配慮した施設

建物の外壁の色彩に気を配ると共に、敷地内への植樹を心がけ、植栽により、建物や敷地全体による周辺への影響をできる限り緩和するように配慮します。

(8) メンテナンスの容易な施設

建物の形状・構成、設備の配置等を考慮し、建物全体のメンテナンスが容易に行えるように計画します。

2 施設機能のあり方



3 施設機能と対応する諸室の留意点

■多目的ホール



- 災害時の避難場所として、催事や交流の場として十分なスペースの確保をします。
- 可動式間仕切の利用で多機能な利用を可能となる計画を行います。
- 他の諸室と連携をとりやすい配置とし、利便性の高い部屋となる計画を行います。

■子供支援室・図書コーナー



- 子供支援・学童としての利用も考慮し、管理事務室との関係に配慮した計画とします。
- 広場との係りを重視し、雨端からの出入、視界の確保に配慮した計画とします。
- 外部との出入口を明確にし、管理のしやすい構成とします。

■食堂・調理室



- 広場との係りに配慮し、雨端を介し、広場と連続した広がりのある空間構成をします。
- 多目的ホールとの連続性を有し、災害時をはじめ、より広い空間の確保に努めます。
- 調理室の設備機能を持ち、炊き出し等、災害時も含めた対応を考慮します。

■備蓄庫・保管庫



- 福祉避難所として十分な容量の確保に努めるよう、計画します。
- 常時・非常時どちらの利便性も考慮し、各階への配置に配慮した計画とします。
- 中央動線からの出入をメインに物品の搬入にも配慮した計画を行います。

■浴室・ユーティリティ



- 身障者への対応も可能なように、十分なスペースの確保をします。
- 災害時の避難生活も考慮した、ユーティリティの設備の充実を計ります。
- 排水・換気機能にも十分に配慮し、清潔に保つことができるよう計画します。

■にぎわい広場



- 施設に隣接し、屋外での催事、非常時での炊き出し等行うことのできる計画お行います。
- 施設前面の前庭として、周辺地域、道路からのバッファ空間として配置計画をします。
- 雨端空間と共に活用し、常時・非常時にかかわらず、内外部の連動を計ります。

■雨端（半戸外）



- 施設利用者の会話の場として、息抜きの間として利用できる空間とします。
- にぎわい広場に面し、催事等を眺められるように配慮します。
- 室内のプライバシーに配慮すると共に強風時の危険を予防にも対応します。

■会議室



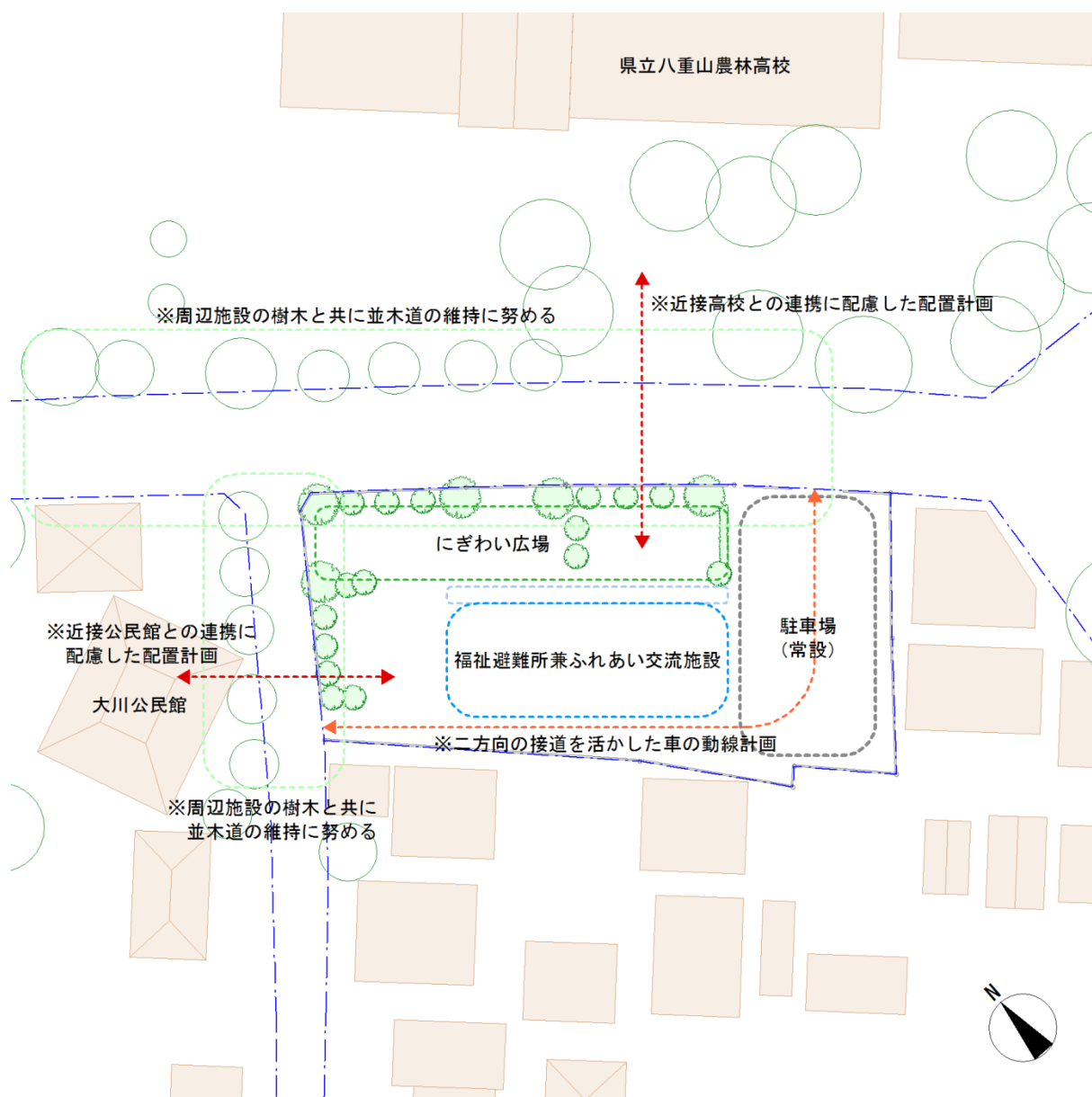
- 常時・非常時のどちらでの利用も考慮し、稼働間仕切により分けできる計画とします。
- 大人数での会議等も可能なように、十分なスペースを確保します。
- 保管庫と隣接し、会議室（災害時は避難室）として利便性を高めた計画とします。

■和室



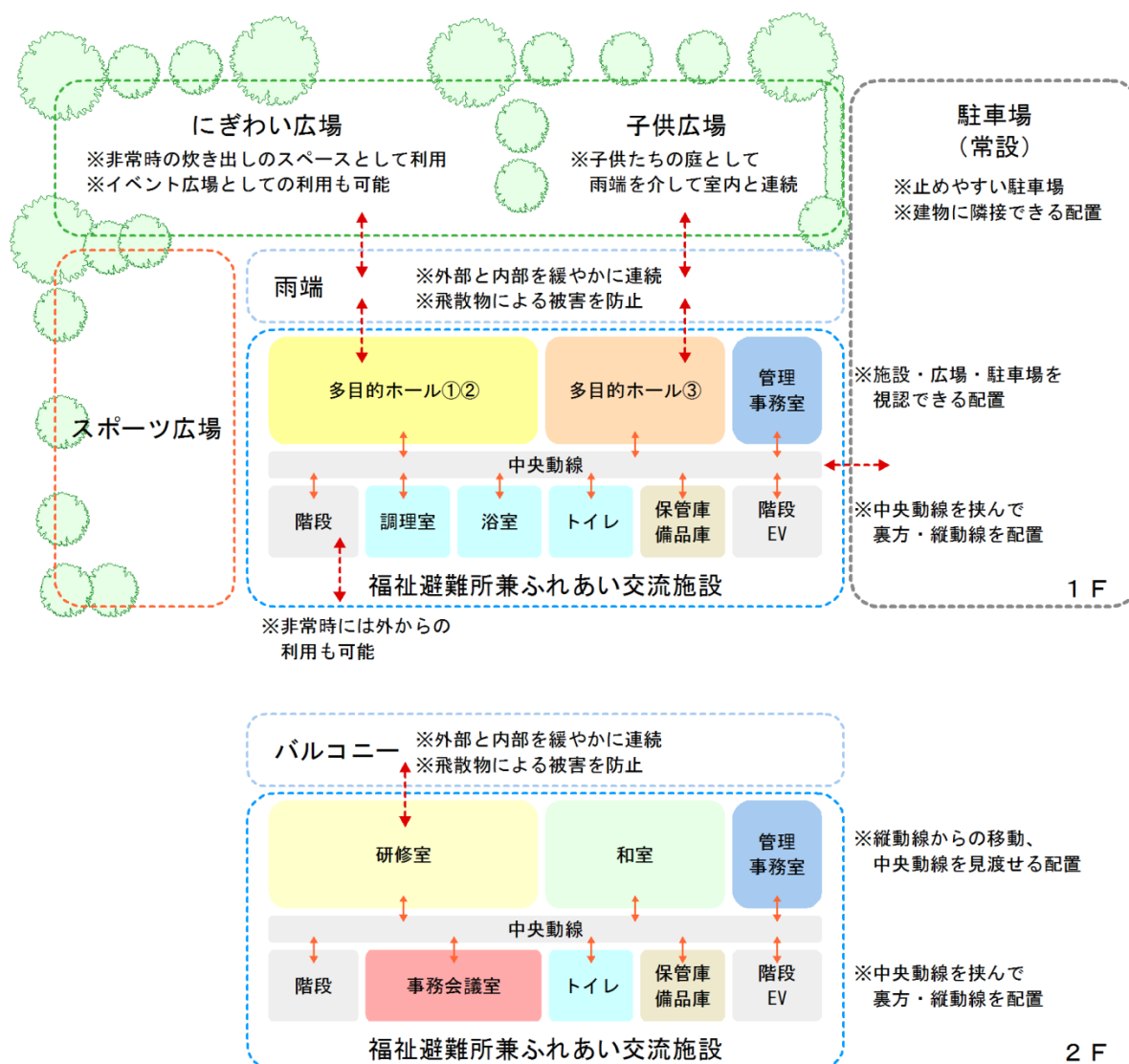
- 常時はもちろん、非常時での個室化を必要な際に配慮した計画とします。
- 縦動線・管理事務室とも近接し、普段利用での利便性を高めた計画とします。
- 個室化に配慮し、防音性能などの空間の性能を高めた計画とします。

4 建物の敷地に対するゾーニング



- (1) 隣接する県立八重山農林高校や大川公民館と常時・非常時にかかわらず、連携をとることができる配置、建築計画に配慮します。
- (2) 周辺施設に既存する樹木・並木との関係に十分に配慮し、植樹による並木道の維持や、囲い堀のデザインなど、地域景観に配慮します。
- (3) にぎわい広場（仮）は交流施設のイベント広場として、また、非常時には炊出しなど多目的な利用に配慮した配置とします。
- (4) 福祉避難所兼ふれあい交流施設・ふれあいガーデン・駐車場を明確に配置し、わかりやすい計画となるよう配慮します。

5 施設内における諸室のゾーニング



- (1) バリアフリーや利便性を考慮し、主に必要となる諸室は1階に配置、また、浸水した場合にも避難生活を維持することができるようにする為、備蓄庫・保管庫・管理事務室を各層に設けています。
- (2) 雨端やバルコニーといった半戸外空間を設けることで緩やかに外部と繋がりを持ち、災害時には飛来物の被害を防止します。
- (3) 無理な構造や構成をせず、電気・給排水の配線・配管を整理してメンテナンスのしやすい計画とします。
- (4) 多目的ホール・会議室は平常時のイベントや福祉相談など障がい者等の多様な利用考慮すると共に、非常時にはパーテーション等で個室化を可能とします。
- (5) 非常用発電機を要する機械室はスペース・騒音・防災の観点から屋上に配置します。

第5章 基本設計・実施設計に向けて

1 概算見積

	敷地面積	延床面積	施工面積	駐車台数	駐輪台数	坪単価	工事費用
	m ²	m ²	m ²				
	坪	坪	坪			万円	万円
石垣市福祉避難所兼 ふれあい交流施設	2212.84	1F : 385.25	501.60	21	32	90 ~ 100	27757 ~ 30841
		2F : 386.10	501.60				
		RF : 16.35	16.35				
		計 : 787.70	1019.55				
	669.38	238.28	308.41				

- ① 坪単価の設定は、提示頂いた以前の公共事業における坪単価を参考に設定しています。
- ② 本工事費概算見積は以前の坪単価を参考に施工面積に対して算出された金額であり、あくまでも参考資料として提示いたします。
- ③ 全ての基本計画案はあくまでも基本提案であり、建物建設のための基本・実施設計に対し厳密に対応するものではありません。
- ④ 見積には基本設計・積算の業務を経た上で全体の工事額の算出を行う必要があります。
- ⑤ 本工事概算見積は建物建設の費用見積であり、その他費用は含まれていません。

2 工程表

業務工程表

	平成〇〇年度 〇〇〇〇年										平成〇〇年度 〇〇〇〇年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
敷地調査	■	■	■										
関係省庁調整		■	■	■									
基本計画			■	■	■	■	■	■	■	■	■		
基本設計					■	■	■	■	■	■	■	■	
実施設計								■	■	■	■	■	
構造設計					■	■	■	■	■	■	■		
設備設計						■	■	■	■	■	■	■	
関連許可申請			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
確認申請								■	■	■	■	■	
工作物申請													
地区計画等届出							■	■	■	■	■		
見積							■	■	■	■	■		
住民説明等	■	■	■	■	■								
その他調整				■	■	■	■	■	■	■	■	■	

留意事項

- 1.関係省庁の業務内容、並びに調整日程により期間が延長される可能性があります。
- 2.完成予定日は、業務進捗状況により変更の可能性があります。
- 3.計画内容の変更により期間の変更の可能性があります。

第 6 章 建設整備予定施設の概要

1 模型写真



模型写真①



模型写真②



模型写真③



模型写真④



模型写真⑤



模型写真⑥



模型写真⑦



模型写真⑧



模型写真⑨



模型写真⑩

2 パース



パース①



パース②

3 図 面

- (1) 1 F 平面図
- (2) 2 F 平面図
- (3) R F 平面図
- (4) 立面図
- (5) 参考資料